

大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議

統 合 案 の 概 要

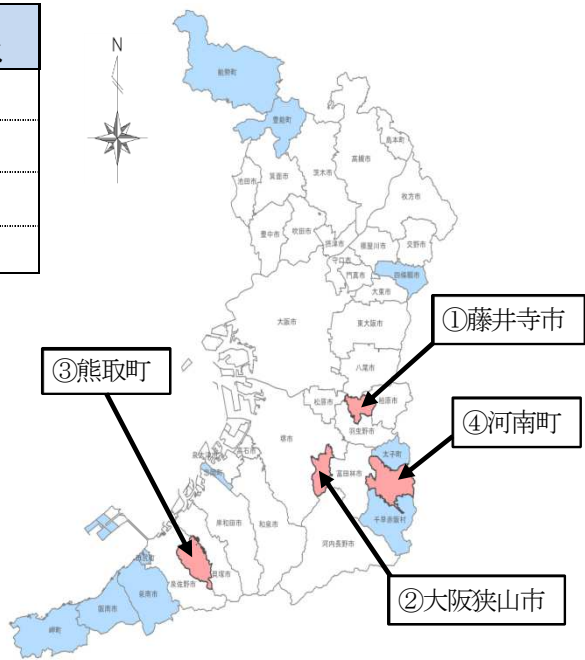
1. 水道事業の概要と課題

(1) 給水人口・自己水比率（平成 29 年度）

	団体名	給水人口	自己水 ：企業団水
①	藤井寺市	65, 225 人	50:50
②	大阪狭山市	58, 236 人	0:100
③	熊取町	43, 533 人	0:100
④	河南町	15, 941 人	1:99

(2) 現状と今後の課題

- ・耐用年数を経過した**老朽化施設が大幅に増加**
- ・**給水人口の減少**・更新費用の増加に伴う**給水原価の上昇**
- ・技術職員の確保が難しい状況であり**技術継承が困難**
- ・厳しい経営環境の中、**お客さまサービスの維持が困難**



2. 水需要

給水人口の減少等の要因による将来の水需要の減少に伴い、給水収益も減少する。

【40 年後（R38）の給水人口と有収水量の減少率】

	給水人口	有収水量
藤井寺市	△ 27%	△ 35%
大阪狭山市	△ 23%	△ 33%
熊取町	△ 32%	△ 35%
河南町	△ 43%	△ 46%

3. 施設整備

統合した場合は、施設の統廃合等により事業費を縮減できる。

【40 年間の事業費の比較（平成 29～令和 38 年度）】（単位：百万円）

	① 単独経営	② 統合	事業費の縮減額（②－①）
藤井寺市	26, 632	26, 452	△ 180
大阪狭山市	14, 668	13, 376	△ 1, 292
熊取町	15, 747	15, 463	△ 284
河南町	5, 870	5, 761	△ 109
合 計	62, 917	61, 052	△ 1, 865

4. 経営シミュレーション

（詳細は、裏面 ※1、2 参照）

統合した場合は、将来の水道料金（供給単価）の値上げを抑制できる。

【水道料金（供給単価）の比較】

団体名	H29 単価 (円/㎥)	R38（40 年後）			
		①単独経営		②統合	
		単価（円/㎥）	対 H29 比	単価（円/㎥）	対 H29 比
藤井寺市	1 6 0	3 3 2	(+108%)	3 2 6	(+104%)
大阪狭山市	1 6 4	2 7 0	(+ 65%)	2 5 8	(+ 57%)
熊取町	1 6 5	3 0 2	(+ 83%)	2 8 7	(+ 74%)
河南町	1 6 9	3 4 7	(+105%)	3 3 2	(+ 96%)

※ 4 団体の経理は区分し、個別の水道料金を設定

※ 統合する場合は統合に係る府補助金（R3～R12）を活用

5. 統合後の事業運営体制

- ・お客さまサービスを維持するため、**統合後も当面は4 団体の現行体制を基本とする。**
- ・業務の一元化や企業団の技術力・組織力の活用等により、**業務の効率化、サービス水準の維持・向上及び非常時対応の充実等**を図る。

6. 統合のメリット

お客さまサービスの維持・向上		○ 将来的には、 新規サービスの導入等により利便性が向上
給水安定性の向上		○ 基幹管路の耐震化率の着実な向上が見込めるなど、 将来の水道施設の安定性が向上
運営基盤の強化	定量的メリット (裏面※1 参照)	○ 施設の最適配置による一部施設の統廃合やダウンサイジングを行うことによる 事業費・維持管理費の縮減 、その他府補助金の活用等により、 水道料金（供給単価）の値上げを抑制
	定性的メリット	○ 業務の一元化等による 効率化 や、企業団の持つ技術力や組織力の活用による 非常時対応の充実及び技術継承問題の解消等

※ 今回の統合においても、水道用水供給事業と水道事業の経理を区分し、料金算定を別々に行うことから、企業団の水道用水供給事業については企業団構成団体の水道事業の経営には影響はない。

※ 統合する水道事業同士についても、統合時は経理を区分し、将来、料金等への影響がないと認められる状況になれば順次、一つにまとめていくことから、統合する水道事業の経営にも影響はない。

※ 4 団体との統合が実現すれば、企業団が府内 43 市町村の約 3 分の 1 にあたる 14 団体の水道事業を担うこととなり、府域一水道への大きな推進力になる。

7. 今後のスケジュール（予定）

時 期		作 業 内 容 等
令和元年度	1 月	【首長会議】統合素案を首長会議で審議し、統合案としてとりまとめる 【4 団体の議会】統合に関する議案（規約変更案）を審議
	3 月	
令和 2 年度	6 月	【他の構成団体の議会】統合に関する議案（規約変更案）を審議 大阪府に規約変更申請 統合に係る基本協定の締結（企業団と 4 団体） 統合準備（事業認可取得、給水条例改正、人事、予算の調整等）
	7 月	
	2 月	
令和 3 年度	4 月～	【企業団議会】給水条例改正案及び予算案等を審議 事業開始

※1 統合に伴う効果額【平成29～令和38年度】

(単位：百万円)

	事業費の縮減 による効果額 ①	維持管理費の縮減 による効果額 ②	府補助金※の活用 による効果額 ③	総効果額 ①+②+③
藤井寺市	180	122	1,626	1,928
大阪狭山市	1,292	103	746	2,141
熊取町	284	157	1,439	1,880
河南町	109	66	267	442
合計	1,865	448	4,078	6,391

※府補助金の活用期間は令和3～令和12年度の10年間

※2 経営シミュレーション結果

